

# 消費者金融

～グレーゾーン金利廃止～

先月14日、金融庁は、消費者金融大手のアイフルが強引な取立てを行ったとして、全店営業停止処分とした。消費者金融を巡っては、様々な問題があるが、「グレーゾーン金利」に注目が集まり、金融庁は廃止の方向で検討している。しかし、根底にある貸し手の過剰融資や借り手の多重債務の解決に向け、幅広い対策の検討も必要ではないか？

## 1 消費者金融の現状

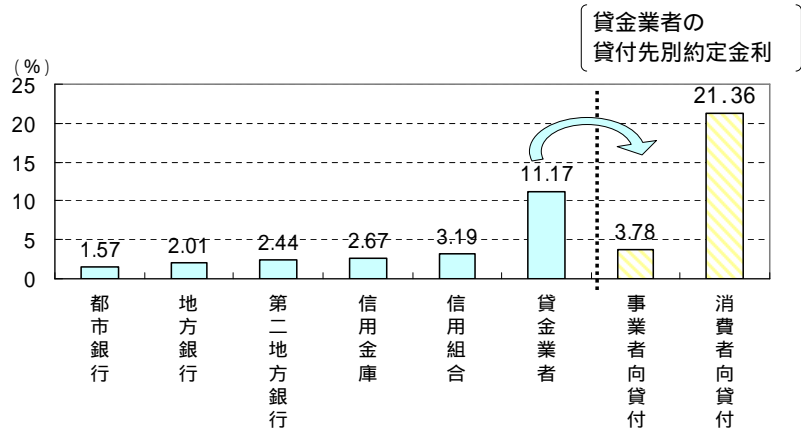
消費者金融やクレジットなどは、出資法の上限金利(年利29.2%)を下回り、利息制限法の上限金利(年利15～20%)を超える金利で貸し付けてきた。

利息制限法と出資法が定める上限金利の間が、『グレーゾーン金利』と呼ばれる。利息制限法では、上限を超える金利は無効としな

がらも、貸金業規制法で、借り手が自らの意思で利息を支払い、貸金業者が適切な契約書や受領書を交付している時は、有効な利息の弁済とする「みなし弁済規定」で認めている。

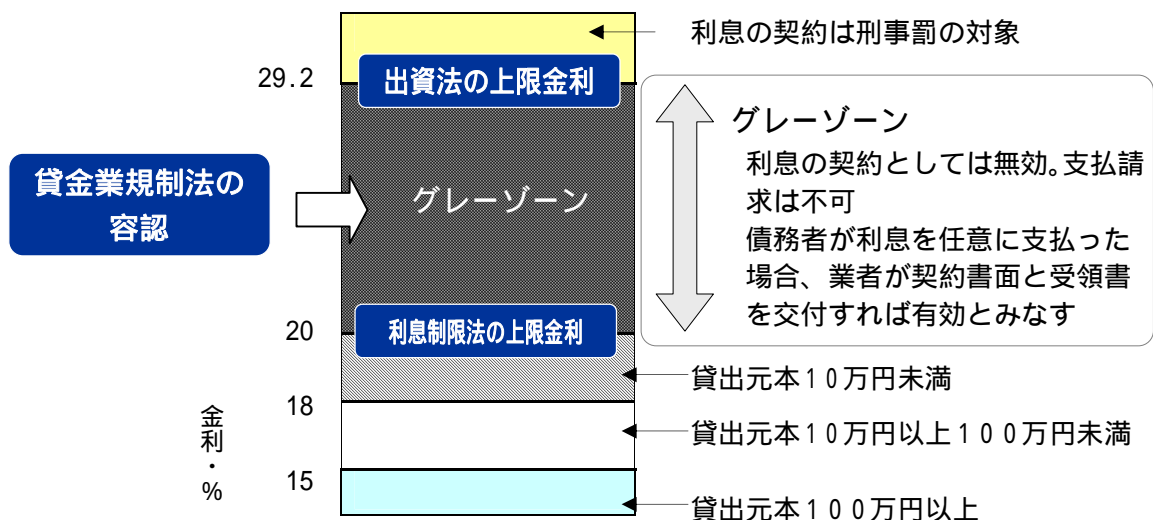
業態別貸出約定平均金利(図1)を見ると、貸金業者の金利は、金融機関と比較して突出して高くなっている。中でも、消費者向貸付は21.36%とグレーゾーン金利での貸付けが一般的に行なわれている。

図1 業態別貸出約定平均金利(平成16年3月末)



出所：金融庁、日本銀行、全国信用組合中央協会

### グレーゾーン金利とは？



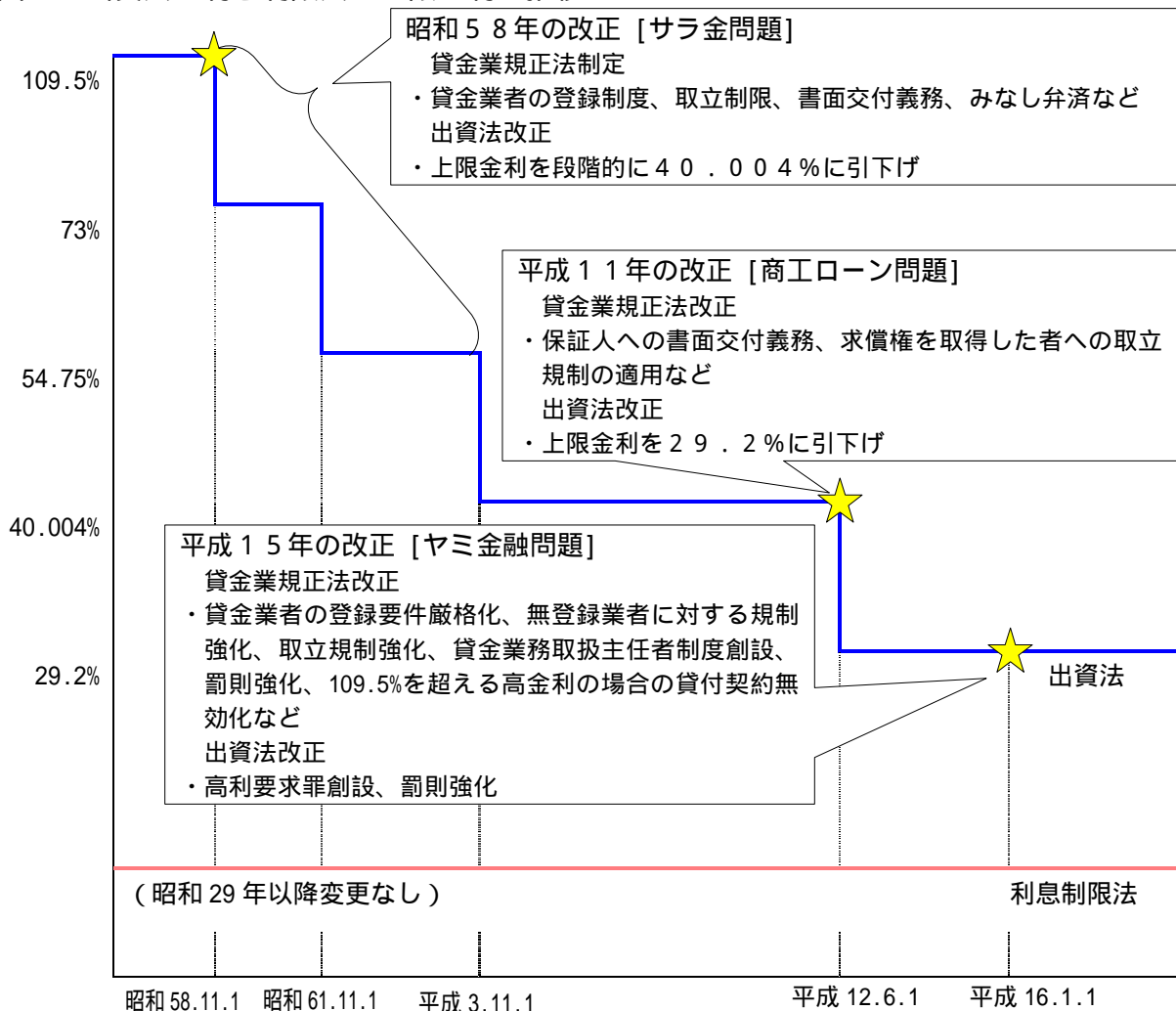
消費者金融の利用者の中には、多重債務に陥る人が増加しており、返済不能となって自己破産を申立てる件数も拡大している（図2）。平成16年における自己破産申立件数は、約21万件となっている。

多重債務者は、200万人以上存在するといわれており、さらに自己破産が拡大する可能性がある。必要な金額以上の借入を勧める過剰貸付け、機械による簡単な手続での安易な借入の増加などが、原因の一つとして挙げられる。

また、全店業務停止の処分を受けた消費者金融大手・アイフルが行っていたような強引な取立てから、自殺や夜逃げなどに至るケースの増加も問題化している。

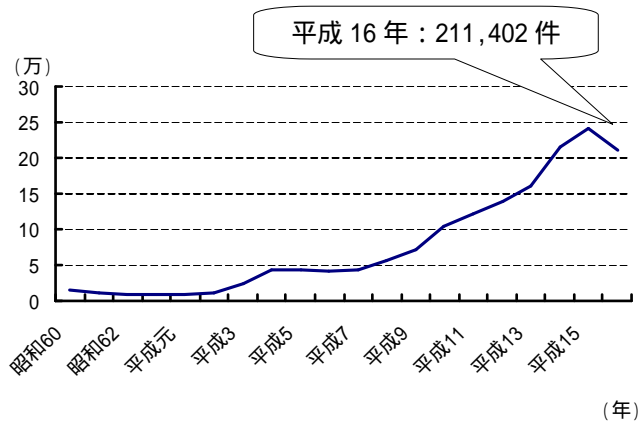
## 2 国の動き

図3 出資法と利息制限法の上限金利の推移



出所：金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」資料

図2 自己破産申立件数




出所：最高裁判所

サラ金、商工ローン、ヤミ金融など、貸金業をめぐる社会問題の発生に対応するため、その都度法改正が行われてきた(図3)。

図4 平成18年1月13日 最高裁判決

**訴訟内容** 貸金契約に「返済が滞れば一括弁済する」との特約がある場合、業者が利息制限法の上限を超えた利息を受け取れるかどうか争われた。

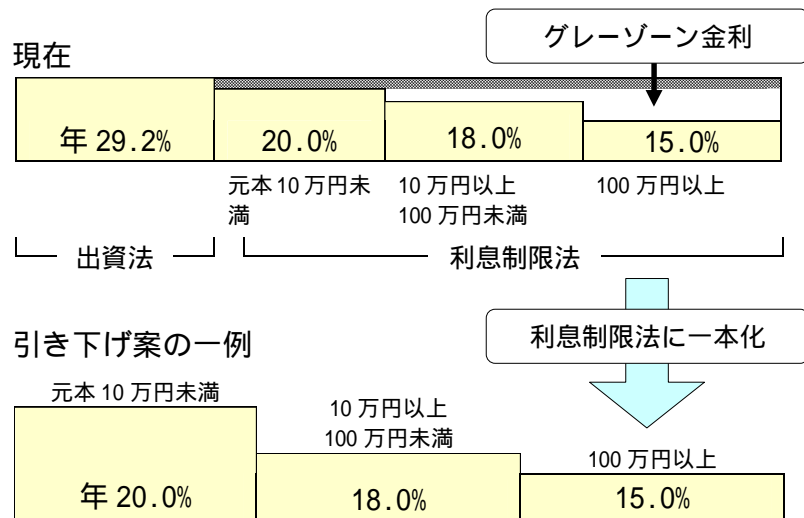
消費者金融「シティズ」	自営業者Aさん
貸付契約 年29%の利息で 300万円を貸し付ける。	
返済が滞る 「借り手は自分の意思で契約に応じ、上限を超える利息も任意に支払った」と主張 年29%で計算し、未払い分約189万円の返済を求める。	「利息を任意に払ったとは言えない」と法定利息で計算し、残高は約109万円だと主張

**判決** この契約にある特約は、債務者に対して超過部分の金利の支払いを事実上強制することになり、みなし弁済規定は適用されない。

金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」は、利息制限法(年15~20%)を上回る高い金利で貸し出しても刑罰に問われない『グレーゾーン金利の廃止』で中間整理をしており(図5)6月までに最終提言をまとめる予定である。

それを受けて、関連法の改正案を今秋の国会に提出する見通しである。

図5 懇談会の上限金利の引き下げ案のイメージ



出典：日本経済新聞(平成18年4月19日)

**都の取組み**

都では、主に登録業者に対する検査指導に取り組んでいる。平成14年8月、違反情状が特に重い業者に対し、全国初の登録取消し処分を発動した。その後も積極的に取組み、平成17年度には、266件(平成16年度の2倍)となった。また、平成18年度第1回定例会にて「出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書」を可決・提出している。

表1 処分件数の推移

		年度	13	14	15	16	17
行政処分総件数			11	170	246	617	565
内訳	登録取消し (違反情状が特に重い)		0	20	76	130	266
	登録取消し (欠格条項該当業者)		11	15	18	89	17
	所在業者		0	119	137	398	265
	業務停止命令		0	16	15	0	17

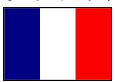
### 3 諸外国の動き

消費者向けの金融を考える上で、先進諸外国の規制と比較してみる(図6)。

金利は、市場金利に連動させた基準とする国(ドイツ・フランス)や市場の中で決まるとして基準を示さない国(アメリカ)と、市場取引の中で変動するという考えが根底にある。

また、開業規制を見ると、免許を持った銀行等の金融機関が、日本の消費者金融的な役割を果たしている国が多い。

図6 貸金業の金利規制等に関する国際比較

	日本 	アメリカ 	イギリス 	ドイツ 	フランス 
金利規制	上制限あり [利息制限法]	規制なし [連邦法]	規制なし	規制あり [判例法理]	規制あり [消費法典]
	10万円未満 20% 10万円以上 100万円未満 18% 100万以上 15%	消費者金融に関する規制は、連邦法ではなく主として州法によってなされている。法定利率6%を若干上回る8~12%を約定最高利率としている州が最も多い。	概ね40%を超えると暴利とされる。(消費者信用法では、裁判所が暴利的信用取引と認める場合には、契約を再締結させることができるとしている。)	中央銀行が公表する市場金利の2倍又は12%を超える金利を無効とする。	フランス銀行が調査・発表する金融機関平均実質利率に1と3分の1を乗じた数値を超過するものを無効とする。
開業規制	貸金業規正法に基づく登録制。	州法に基づく免許制。 例:ニューヨーク州 2万5千ドルまでの(日本円:約280万円) 個人向け融資で利率を16%超える場合に免許が必要。	2万5千ポンド以下(日本円:約500万円)の個人向け貸金の場合、消費者信用法に基づく免許制。	貸金業は信用機関(いわゆる銀行)のみ行うことができる。信用機関は、信用制度法に基づく免許制。	貸金業は信用機関(銀行又は金融会社)が行うことができる。信用機関は通貨金融法典に基づく免許制。

出所：金融庁資料、法律時報・77(平成16年8月号)

### 4 今後の課題

グレーゾーン金利を撤廃したとしても、貸し手による過剰融資や安易な借り入れによる多重債務など、根底にある問題は残る。解決に向けて、貸金業者が行う過剰貸付けや契約・取立てに対する監視・規制を強化すること、消費者の安易な借金を防止するための広報・啓発・消費者教育を積極的に展開することなど、幅広い対策を推進する必要がある。

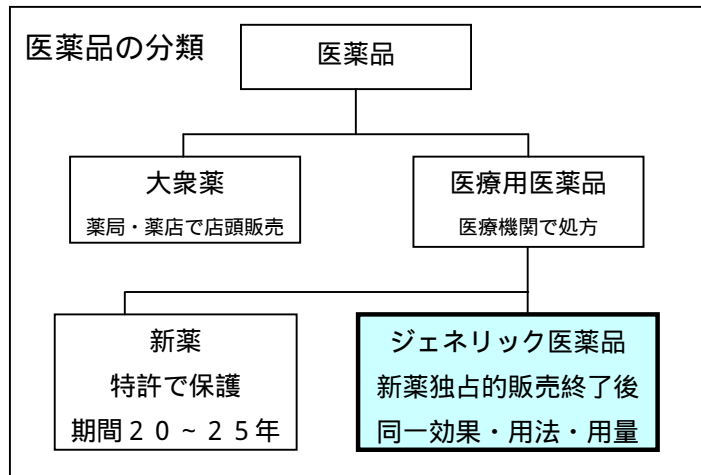
また、破綻する消費者を減少させるという消費者保護の観点からは、違法な金利で貸付を行う闇金融の取締りをさらに強化することなども重要である。

## ジェネリック医薬品 (後発医薬品)

新薬と比較して、低価格が特徴のジェネリック医薬品。欧米諸国では、医療費抑制のため積極的に使用されている。日本でも、本年4月から使用促進のため処方せんの様式が変更された。今回の変更を機に、ジェネリック医薬品の普及に弾みがつくことが期待されている。

### 1 ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の独占的販売期間(有効性・安全性を検証する再審査期間及び特許期間)が終了した後、新薬と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が同一であるとの承認を受けて発売される医薬品である。「ジェネリック」とは「一般的な」「普及した」という意味の英語だが、欧米では、有効成分の一般名(ジェネリックネーム)で処方されることが多いためジェネリック医薬品と呼ばれている。



ジェネリック医薬品は、新薬の臨床使用経験を踏まえて開発・製造されており、新薬に比べ試験項目が少なく、開発期間、経費を要しないため(図1)、新薬の7割以下の低価格で販売されている。(図2)

図1 新薬とジェネリック医薬品の開発過程の比較

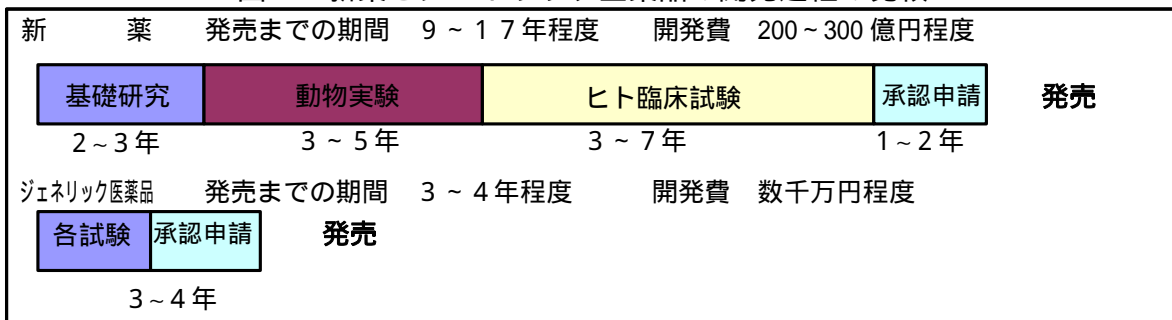
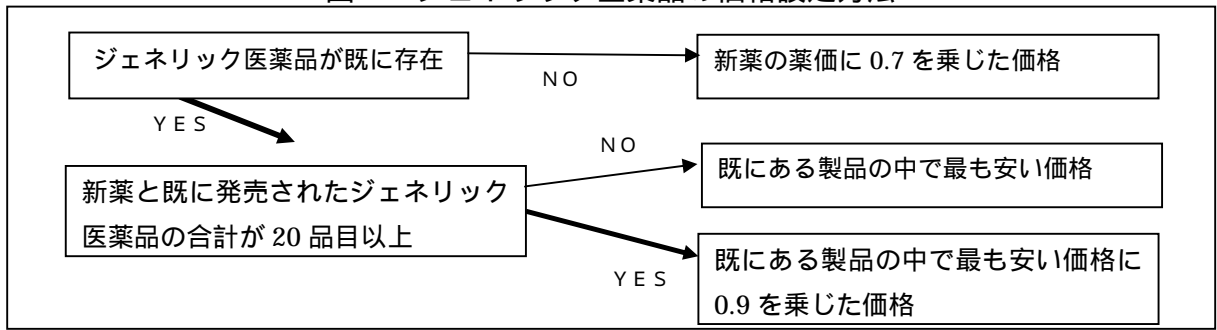


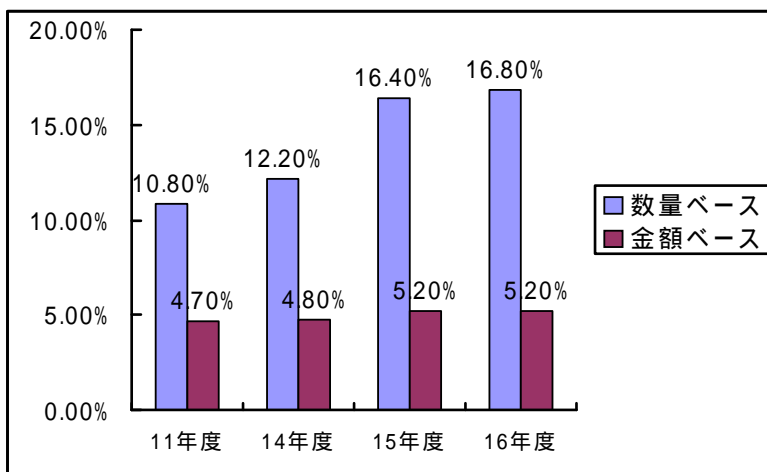
図2 ジェネリック医薬品の価格設定方法



## 2 ジェネリック医薬品のシェア

日本におけるジェネリック医薬品のシェアは、品質に対する医師の不安やメーカーの不十分な情報提供体制などから、数量ベースで10%に満たなかったが、一般名(有効成分名)処方への導入、溶出試験(薬の溶け方を比較する試験)の導入による品質の底上げ、メーカー各社のPR活動などにより、平成11年度には、数量ベースで10.8%に上昇した。さらに平成14年の診療報酬等の改正などにより、平成16年度には、数量ベースで16.8%まで上昇している。(図3)

図3 ジェネリック医薬品国内シェア



出所：医薬品工業協議会「ジェネリック医薬品について」

表2 主要国のジェネリック医薬品のシェア

項目	アメリカ	ドイツ	イギリス	日本
数量ベース	53%	46%	55%	16.8%
金額ベース	8%	26%	24%	5.2%

平成16年度実績(イギリスは15年度)

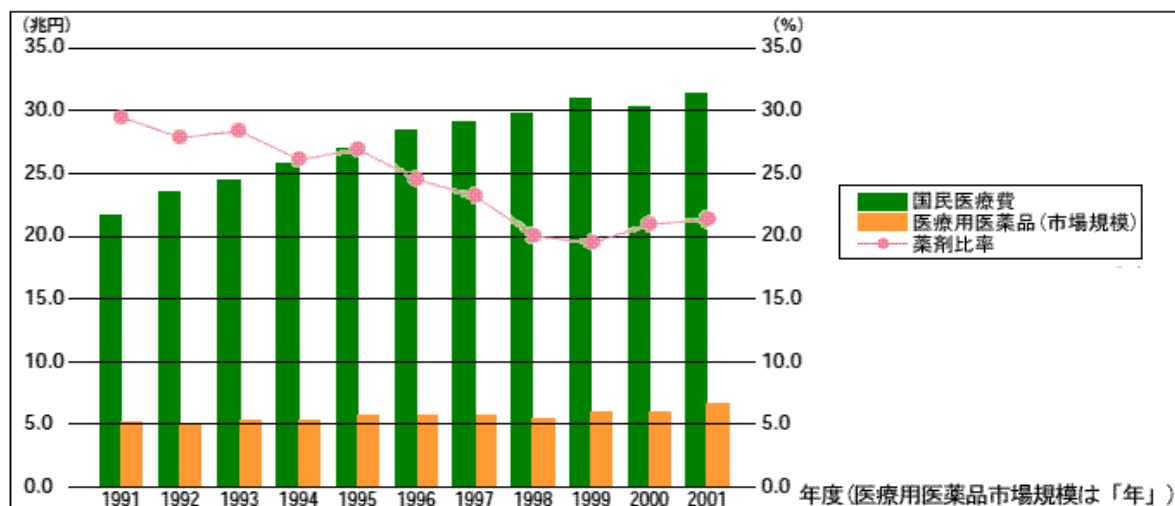
出所：医薬品工業協議会「ジェネリック医薬品について」

しかし、欧米諸国のジェネリック医薬品のシェアの平均は、数量ベースで40%を上回っており、日本と比べ非常に高くなっている。(表2)

## 3 国の使用促進方策

日本の国民医療費は年々増加傾向にあり、そのうち約2割(6兆円強)を薬剤費が占めている。(図4)ジェネリック医薬品の有効利用により薬剤費の軽減が可能となるため、国は使用促進に向けた環境整備を図ってきた。

図4 国民医療費と薬剤比率の推移



出所：医薬品工業協議会HP

( 1 ) 診療報酬、調剤報酬上の使用促進

平成 1 4 年の診療報酬・調剤報酬改定において、ジェネリック医薬品を含む処方・調剤を行った場合の報酬を新設した。

診療報酬・・・処方せん料（新設）

ジェネリック医薬品を含む処方せん（院外処方）を発行した場合 2 点加算

調剤報酬・・・後発品品質情報提供料（新設 平成 18 年名称変更）

ジェネリック医薬品に関する情報を（新薬との薬剤料の差に係る情報を含む）

文書等で患者に提供し患者の同意を得て調剤した場合 1 0 点

後発医薬品の調剤に係る加算（新設）

ジェネリック医薬品を調剤した場合 2 点加算

( 2 ) 処方せんの様式変更

保険医療機関及び保険医療養担当規則が改正され、平成 1 8 年 4 月から処方せんの様式が変更された（図 5）。具体的には、新薬の銘柄名を記載した処方せんを交付した医師が、ジェネリック医薬品に変更して差し支えない旨の意思表示を行いやすくするため、備考欄に新たに「後発医薬品への変更可」のチェック欄が設けられた。

図 5 処方せん新様式（平成 1 8 年 4 月～）

処 方 せ ん					
(この処方せんは、どの保険機関でも有効です。)					
公費負担番号		保険者番号			
公費負担医療の交付者番号		被保険者証・被保険者手帳の証号・番号			
患 者	氏名	保険医療機関の所在地及び名称			
	生年月日	年 月 日	男・女	電話番号	
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名	
交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの使用期間	平成 年 月 日	<small>調剤の依頼は、処方せんの交付日から起算し、処方せんの有効期限が満了した日をもって終了する。</small>	
熱 方	変更箇所				
	後発医薬品への変更について <input type="checkbox"/> 後発医薬品への変更可 保険医署名				
備 考	調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担番号		
	保険薬局の所在地及び名称 調剤薬剤師氏名		公費負担医療の交付者番号		

新薬の銘柄名を記載したうえ、ジェネリック医薬品に変更しても差し支えないと判断した場合、変更箇所の保険医署名欄に署名又は記名・押印する。

署名等がない場合は変更不可

【ジェネリック医薬品の調剤】

薬局に処方せんを提出  
薬剤師からジェネリック医薬品への変更の意思確認

新薬と当該薬局で調剤できるジェネリック医薬品の情報を比較した文書にて医薬品の説明を行う。

説明後の意思確認

ジェネリック医薬品を調剤

患者が新薬を希望した場合、ジェネリック医薬品は調剤されない。

【参考】院外処方の場合の新薬とジェネリック医薬品の経済比較例

ケース1 ~1ヶ月当たりの患者負担差額1,480円~  
 高脂血症、高血圧・狭心症、不眠の薬 30日分

新薬の場合		ジェネリック医薬品の場合	
	点数		点数
高脂血症薬(メバロチン10)	13		7
高血圧・狭心症薬(アダラートCR40)	8		5
高血圧薬(カルデナリン2mg 2錠)	15		9
睡眠導入薬(アモバン7.5)	3		1
<b>医薬品合計</b>		<b>39</b>	<b>22</b>
薬代 1ヵ月	39点×30日	1170	22点×30日 660
調剤料等		310	後発医薬品加算等含む 326
1ヶ月分合計点数		1480	986
<b>患者負担額</b>	<b>14,800円×0.3</b>	<b>4,440円</b>	<b>9,860円×0.3</b> <b>2,960円</b>

ケース2 ~2週間当たりの患者負担差額650円~  
 花粉症で、点鼻、点眼、内服の薬 14日分

新薬の場合		ジェネリック医薬品の場合	
	点数		点数
点鼻薬(アルデシンAQネーザル)	93		50
点眼薬(ザジデン点眼)	90		40
内服薬(アレジオン20)	19		9
<b>医薬品合計</b>		<b>202</b>	<b>99</b>
薬代 14日	19点×14日+183点	449	9点×14日+90点 216
調剤料等		162	後発医薬品加算等含む 178
2週間分合計点数		611	394
<b>患者負担額</b>	<b>6,110円×0.3</b>	<b>1,830円</b>	<b>3,940円×0.3</b> <b>1,180円</b>

1点10円

出所：平成18年4月9日読売新聞記事

調剤料は薬の数や飲み方の種類、期間によって異なる

院外処方せん料は別に医療機関に支払う

4 普及拡大に向けた課題

上記のように、国はジェネリック医薬品の使用促進のため、様々な制度改正を行い、医薬品メーカーもテレビCMなどを通じて認知度の向上を図ってきた。

しかし、医師や薬剤師に対するメーカーの医薬品情報の提供がいまだ不十分との指摘もある。メーカーには、医師や薬剤師の不安を払拭するためのきめ細かな情報提供努力が求められている。同時に、新薬とジェネリック医薬品のいずれかを最終的に選択するのは患者であることから、更なる理解促進に向けた普及啓発が必要と考えられる。



## 道路交通法改正

~ 新たな違法駐車対策 ~

6月1日から、新たな違法駐車対策が施行される。違法駐車は依然として深刻な都市問題であり、今回の道路交通法の改正では、使用者責任が拡充されるとともに、違法駐車を確認する業務に初めて民間委託が実施される。取締り強化を通じて、ドライバーの駐車モラルの向上が期待される。

### 1 違法駐車の動向

違法駐車は、都市部を中心に常態化している。駐車場の整備などによる駐車容量の拡大、取締りや広報啓発活動による駐車モラルの向上、交通需要マネジメントによる駐車需要の軽減など、警察や関係機関の継続的な取組にもかかわらず、違法駐車は依然として深刻な都市問題となっている。

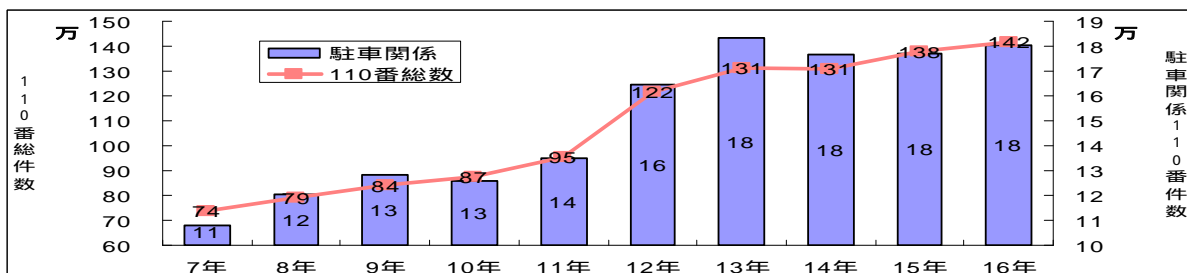
警視庁に寄せられる駐車関係の110番件数は年々増加傾向にあり、平成16年には年間約18万件に上っている。この件数は、110番総件数の約13%を占めている。都内における<sup>注1</sup>瞬間違法駐車台数は若干減少傾向にあるものの、依然として10万台近い台数に上っている。

注1 瞬間路上駐車台数とは、平日昼間の一定時間内に一定基準以上の道路を対象として、四輪車台数を計測し算出。

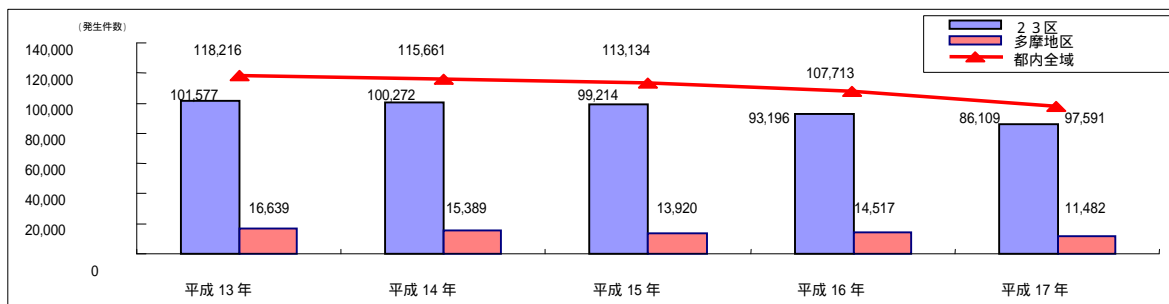
一方、警視庁の違法駐車取締り件数は、平成16年には約47万8千件であり、前年と比較して約1.2%減少している。全国的に見ても、平成3年の約312万件をピークに減少傾向が続いており、平成17年には約159万件(約5割)まで減少している。

警察庁によれば、取締り件数減少の背景には景気低迷による経済活動の停滞や駐車場等の整備などの影響もあげられるが、主な原因は、「警察官が刑法犯などへの対応に追われ、違法駐車取締りに十分な人員を振り向けられない」ことにある。

< 図1 都内110番総件数及び駐車関係110番件数の推移 >



< 図2 都内の瞬間違法駐車台数の推移 >



出所：警視庁ホームページ

## 2 現行制度の問題点

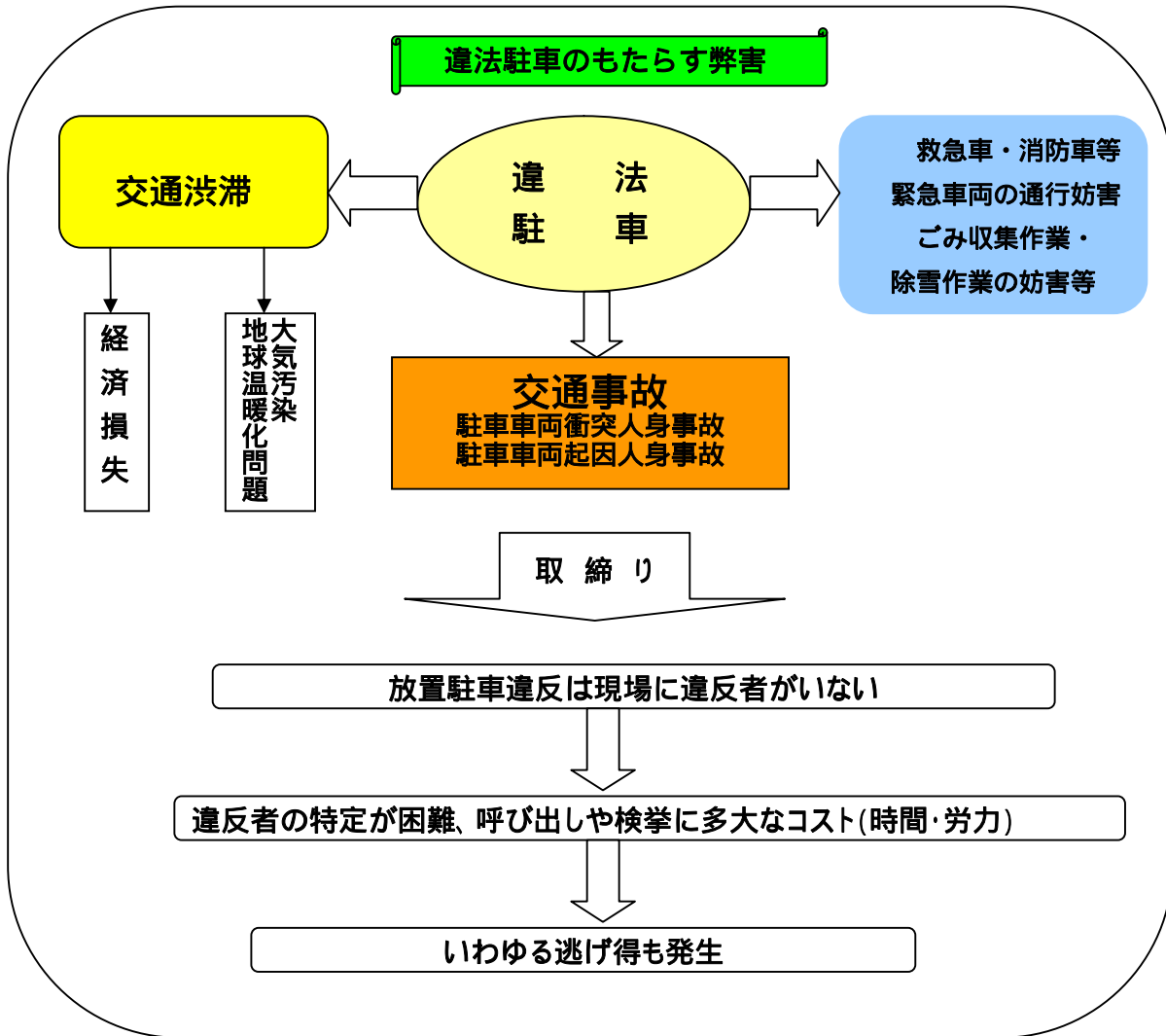
交通事故・交通渋滞など深刻な都市問題を招いている違法駐車の問題に対して、現行の取締り制度には、以下の問題がある。

違法駐車の問題は運転者が問われるが、大半は運転者が車両を離れているため、違反者を特定することが困難である。

違反者の特定・呼び出しや検挙に多大なコストが費やされている。

取締りに投入できる警察力には限界があり、逃げ得という不公平を招いている。

< 図3 現行制度の問題点 >



出所：警察庁交通局交通指導課「確認事務等の民間委託に関する説明会」資料より作成

「駐車違反のステッカーを取り付けられても無視して出頭しない人は年々増え続け、平成17年は207万人のうち3割近い56万人。警察庁が以前実施したサンプル調査では出頭率が5割以下の地域もあった。運転者を特定し責任追及するには大きなコストと人手がかかるため、結果として3割もの逃げ得が許されてきた。」

(平成18年4月24日 日本経済新聞)

### 3 新たな駐車対策の施行

本年6月1日から施行される「改正道路交通法」では、良好な駐車秩序の確立と警察力の合理的配分を目的として、大きく分けて2点を柱としている。

#### 道 路 交 通 法 の 改 正

##### 使用者責任の拡充

###### 放置違反金制度の新設

運転者の責任追及ができない場合において、使用者に対して放置違反金の納付が命じられる。

###### 車検拒否制度の新設

放置違反金に係る督促を受けたことがあるときは、当該放置違反金を納付したこと等を証する書面の提示がなければ車検証の返付を受けることができない。

###### 車両使用制限の強化

車両の使用者が6か月以内に同一の車両について一定回数以上繰り返して放置違反金納付命令を受けた場合、3か月を超えない範囲内で車両の使用が制限される。

##### 確認事務等の民間委託

###### 放置車両確認事務の委託

警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部を公安委員会の登録を受けた法人に委託できる。

**現場において放置車両の確認等に  
従事する者については資格者制度  
(駐車監視員)を導入**

放置車両の確認等は、公安委員会から駐車監視員資格者証の交付を受けた者から、放置車両確認機関が選任した者が行う。

###### 放置違反金関係事務の委託

放置違反金に関する事務の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。

#### < 現行制度と新制度の主な相違点 >

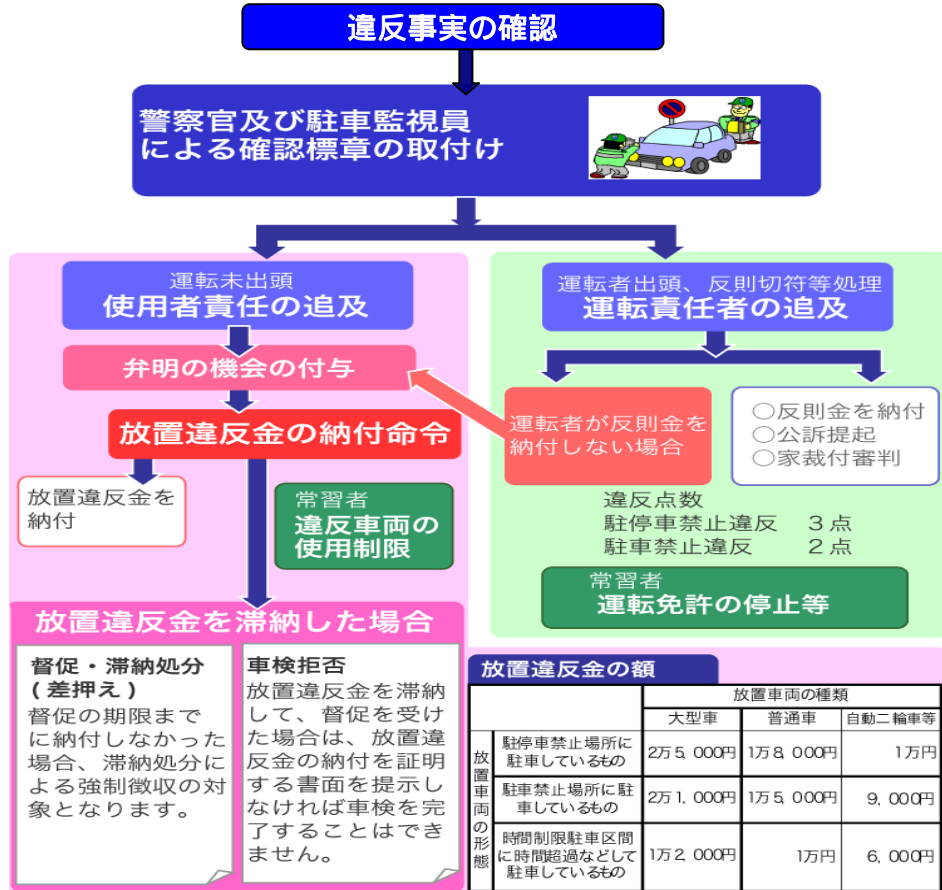
	現 行	新 制 度
取締り場所	警察官が駐停車禁止場所で行う。	警察官は従来どおり。警察から委託を受けた民間の「駐車監視員」は、ガイドラインで定めた路線、時間で行う。
違反の確認	警察官、交通巡視員が違法駐車状態にある車を見つけると、まずチョークで印をつけ、一定の時間が過ぎてから「違反」とする。	警察官、交通巡視員、警察から委託を受けた民間の「駐車監視員」が、違法駐車状態にある車を見つけた場合、その時点で「違反」とする。
取締り方法	一度目のチェックを行い(タイヤチョーク)、一定時間が過ぎた後に取り締まる。	駐車時間の長短にかかわらず、標章の取り付け対象とする。
反則金	反則金は、違法駐車をした運転者に科せられる。	反則金が納められなければ、車両の「使用者」(一般に所有者)に放置違反金を支払うよう命じることができる。また、常習違反者には一定期間、車両の使用を制限できる。
放置違反金の未納対策	—————	駐車違反をした車両の「使用者」も放置違反金を納めなければ、車検の手続きを完了させない。また、公安委員会からの督促にもかかわらず違反金が納付されなければ、財産の差し押さえなどができる。

<新制度における放置駐車違反取締り手続きの流れ>

**駐車監視員**

改正道路交通法で新設された資格。15時間の講習と試験を経て、都道府県の公安委員会が認定する。

公務員とみなされ、収賄罪の対象となるほか、違反者が監視員の業務を妨げれば公務執行妨害罪となる。駐車監視員は、2名以上1組で地域を巡回する。警視庁管内では12区43署で、530人が従事。



**放置車両の確認と確認標章の取付け**

出所：千葉県警ホームページ

放置車両の確認 放置車両の撮影、違反データの入力  
 確認標章の作成・取付け 放置車両の撮影（2回目）  
 警察署の端末にデータの登録



6月から取締り業務の民間委託を導入するのは、全国1219警察署のうち交通量の多い3大都市圏や県庁所在地の114区市町を管轄する270署。この270署が平成17年に摘発した放置駐車違反は計約90万件で、全国の摘発数（約150万件）の約6割に当たる。

受託者は警備会社など74法人で、計約1600人の駐車監視員が放置駐車に目を光らせる。警察庁では、民間委託に伴い、全国で約500人の警察官が犯罪捜査や防犯業務に向けられると推計している。

**4 今後の課題**

今回の改正で、違法駐車摘発基準が「一定時間止めた場合」から「違反車両の発見、即摘発」へと厳しくなる。また、放置違反金は反則金と同額だが、違反点数が付かないため、「減点を恐れ、放置違反金の請求が来るのを待つ運転者が増えるのでは」との見方もある。

新制度に基づく取締りが適正に行われるよう、警察は施行後の状況を検証し、委託先企業や駐車監視員に対する指導など、必要な措置を採る必要がある。あわせて、違法駐車問題の解決を図るためには、駐車場の整備や十分な活用など駐車施設対策の推進も必要となる。

都は5月17日に、「駐車施設対策の基本方針」改定（案）を公表したが、行政、警察、民間が連携し、取締りと駐車施設対策を一体的に進めていくことが必要と考えられる。

## 暴走自転車対策

～ 自転車対策検討懇談会の設置～

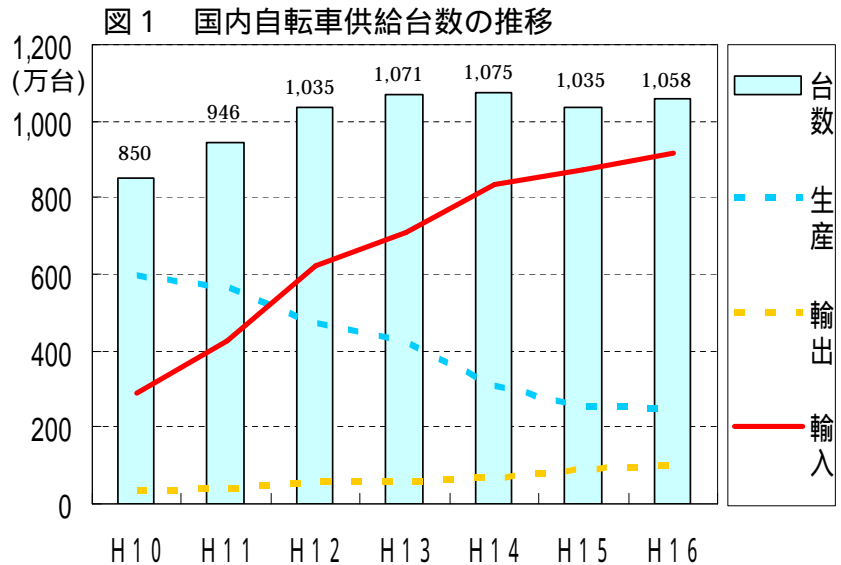
自転車は、自動車に対して弱者とされながらも、歩行者に対して「危険」との批判が多い。警察庁は、悪質な自転車運転の取締りを強化するとともに、平成18年4月「自転車対策検討懇談会」を設置し、具体的な解決策を検討するなど、本格的な対策に乗り出した。

### 1 自転車事故の現状

#### (1) 自転車供給台数

便利で環境に優しい自転車は、日常の交通手段のほかスポーツやレジャーでも人気が高く、主要な交通手段となっている。

国内で毎年供給可能な自転車台数を、「輸入+生産-輸出」とすると、この5年間は毎年1,000万台を越えている。(図1)



#### (2) 自転車事故の増加

平成17年の自転車関連

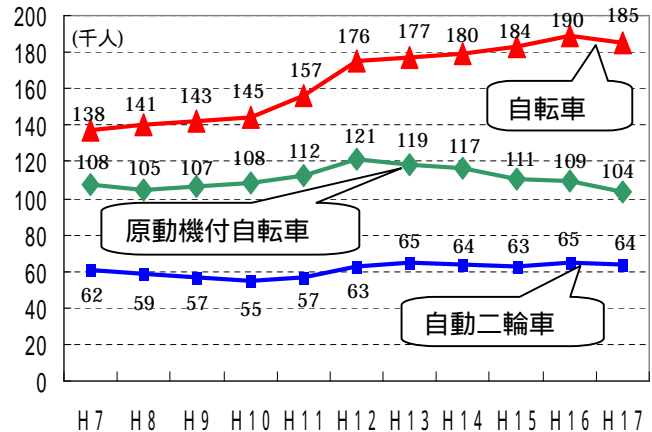
交通事故件数は、約18万3千件であり、10年前と比較して1.34倍となっている。事故の相手方別の件数を前年度と比較すると、対自動車及び対自動二輪車事故は減少しているが、対歩行者及び自転車相互事故は増加している。(図2)

使用交通用具別の死傷者数は、自動車が72万3千人(62.5%)と圧倒的に多いが、2番目が自転車となっている。自転車乗車中の死傷者数は近年増加傾向にあり、全体に対して16.0%を占め、自動二輪車と原動機付自転車の合計を越えている。(図3)

図2 自転車事故相手別件数

事故相手	H16 件	H17 件	増減 件	増減 率%	構成 率%
対自動車	156,558	152,287	-4,271	-2.7	82.9
対自動二輪車	12,793	12,706	-87	-0.7	6.9
<b>対歩行者</b>	<b>2,496</b>	<b>2,576</b>	<b>80</b>	<b>3.2</b>	<b>1.4</b>
自転車相互	3,908	3,974	66	1.7	2.2
自転車単独	5,880	5,740	-140	-2.4	3.1
その他	6,345	6,370	25	0.4	3.5
合計	187,980	183,653	-4,327	-2.3	100.0

図3 国内交通事故死傷者数の推移



出所：警察庁交通局「平成17年中の交通事故の発生状況」18.2.23より作成

平成17年に発生した自転車乗車中の事故死傷者のうち、安全不確認・前方不注意等の安全運転義務違反、交差点安全進行違反、一時不停止など自転車側に違反のある割合は、約7割(約12万2千人)を占めている。(図4、図5)

また、死亡事故においても、4人に3人が何らかの交通違反を行っている。

図4 自転車側に違反のある割合

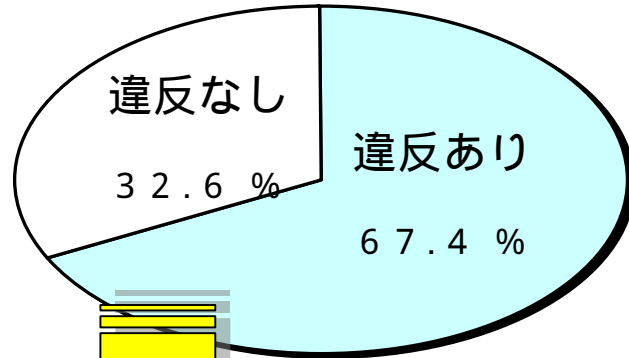
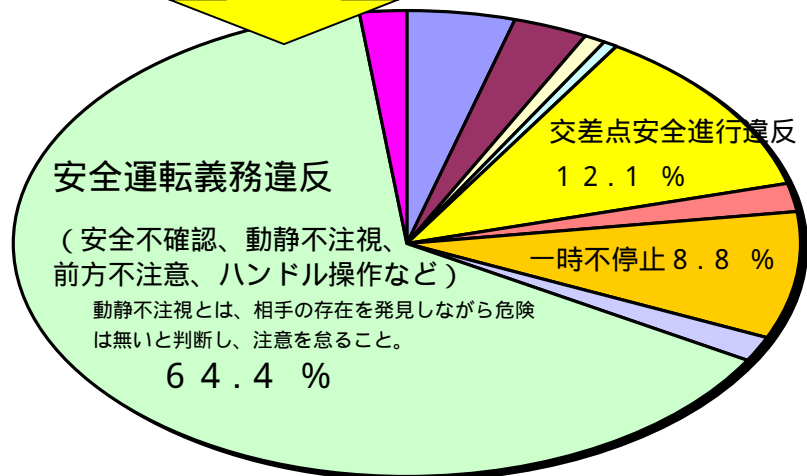


図5 違反の種類と割合

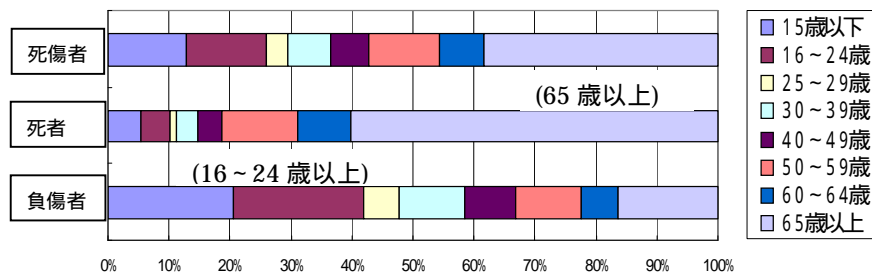
- 信号無視
- 通行区分
- 横断・回転
- 優先通行妨害
- 交差点安全走行
- 徐行違反
- 一時不停止
- 自転車通行方法
- 安全運転義務
- その他の違反



出所：警察庁交通局「平成17年中の交通事故の発生状況」18.2.23より作成

自転車乗車中の事故死傷者を年齢別に比較すると、負傷者では16歳から24歳までの若者が多く、死者では圧倒的に65歳以上の高齢者が多い。(図6)

図6 年齢別死傷者数



出所：警察庁交通局「平成17年中の交通事故の発生状況」18.2.23より作成

(3) 海外の自転車事故

IRTA D (国際道路交通事故データベース：OECDの機関)による諸外国の状態別死者数(使用交通用具別に事故から30日以内の死者数)の比較では、日本は交通事故死者数のうち自転車乗用中の死者が占める割合が非常に高い。(図7)

図7 諸外国の交通事故死者全体のうち自転車事故死者の割合

日本	ドイツ	イタリア	イギリス	フランス	アメリカ
13.9%	8.1%	5.3%	4.0%	3.2%	1.7%

出所：警察庁交通局「交通安全対策プログラム」18.4.6より作成

データ中、日本の数値は平成17年、その他諸外国は平成16年の数値。

## 2 自転車事故減少に向けた取組

### (1) 国の取組

内閣府の中央交通安全対策会議は、平成18年3月14日「第8次交通安全基本計画」(対象：道路、鉄道、海上、航空)を作成した。(図8)

計画期間は平成18年度から平成22年度までの5年間である。

計画には交通安全対策として8つの柱が掲げられており、道路交通秩序の維持の中で「自転車利用者に対する指導取締りの推進」を打ち出している。

これを踏まえて、警察庁交通局では、平成18年4月6日「交通安全推進プログラム」を策定し、これまで自転車に対しては注意する程度にしていたが、今後は指導警告活動を従来以上に強化、検挙する方針に切り替えた。適正な処分

については、法務省等関係機関との連携を密にすることとしている。また、自転車対策の具体的な解決策を検討するため、平成18年4月12日、部外有識者からなる「自転車対策検討懇談会」を設置し、平成18年秋を目途に提言をまとめる予定である。

#### 懇談会検討事項

自転車の通行スペースの確保と通行方法に関する検討

歩行者の安全確保方策(自転車運転者のマナー向上等を含む)に関する検討

その他自転車の諸問題に関する検討

【摘発事例】自転車2人乗り厳罰、女子高生に赤切符 - 神奈川県警、家裁送致へ。

神奈川県警中原署は5月24日、自転車で2人乗りをしていたとして、道交法違反容疑で川崎市の私立高二年の女子高生(17)を摘発、交通切符(赤切符)を交付した。パトロール中の署員が警告したが、生徒は無視し約200メートル先まで2人乗りを続けたという。赤切符が交付されると、成人は略式起訴されて刑事処分の対象になるが、生徒は未成年のため同法違反の非行事実で家庭裁判所に送致される。(平成18年5月25日付、日本経済新聞朝刊)

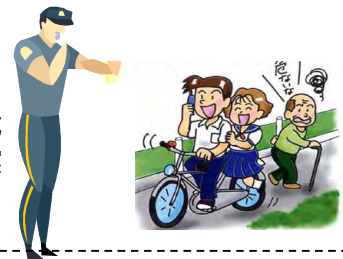
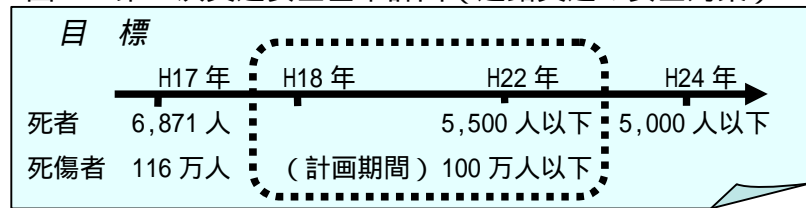


図8 第8次交通安全基本計画(道路交通の安全対策)



#### 8つの柱

道路交通環境の整備

救助・救急活動の充実

交通安全思想の普及徹底

損害賠償の適正化を始め  
とした被害者支援の推進

安全運転の確保

研究開発及び調査研究の  
充実

車両の安全性の確保

**道路交通秩序の維持**

(悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点的に取り締まる)

- ・ 背後責任の追及
- ・ 自転車利用者に対する指導取締りの推進
- ・ 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化
- ・ 暴走族対策の強化

出所：内閣府中央交通安全対策会議「第8次交通安全基本計画」18.3.14より作成

## (2) 都の取組

東京都交通安全対策会議（会長：知事）では、平成18年4月18日「第8次東京都交通安全計画」、5月23日「平成18年度東京都交通安全実施計画」を策定した。その中で、交通ルールを守らない自転車利用者に対する指導警告、取締りを強化するほか、自転車総合対策の検討を行うこととしている。都は、具体的な検討を行う「東京都自転車総合対策検討会」を設置し、年内に都と市区町村が行う対策を示したプランをまとめる予定である。

### 【参考】自転車交通違反と罰則

自転車は道路交通法上の軽車両として定められており、事故や違反を起こすと民事上の損害賠償のほか刑事上の責任を問われる。（図9）

図9 自転車の正しい乗り方と違反の罰則

<p>●信号は、絶対に守りましょう。</p>  <p>一時停止違反 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金・過失罰あり。</p>	<p>●「自転車通行可」の標識のある歩道では、歩行者の通行に迷惑にならないようにしましょう。</p>  <p>歩行者通行妨害 2万円以下の罰金又は料料。</p>	<p>●「一時停止」の標識のある場所や「見通しの悪い交差点」では、必ず止まって安全を確認しましょう。</p>  <p>信号無視 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金。</p>
<p>●二人乗りや、携帯電話で話しながらの運転は危険ですからやめましょう。</p>  <p>二人乗り 2万円以下の罰金又は料料。 携帯電話の通話運転 安全運転義務違反の場合あり。</p>	<p>車や歩行者に、自分の存在を知らせるために ●夕暮れどきは、早めにライトを点灯しましょう。 (自転車の側面にも反射材を付けましょう)</p>  <p>夜間無灯火 5万円以下の罰金・過失罰あり。</p>	<p>●酒を飲んだら、絶対に乗らないようにしましょう。</p>  <p>酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。</p>

## 3 今後の課題

出所：警視庁HPより

自転車は、道路交通法上の車両に当たり、違反・罰則が定められている。このため、警視庁など検挙も含めた取締りの実効性は既に担保されている。しかし、自転車事故を減少するためには、罰則で縛るだけでなく、マナーやルールを守ることの意識啓発の強化、安全に走行できる道路の整備など総合的な取組を推進する必要がある。